

# 文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部障害福祉課

## 1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金								
根拠規定等	文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱								
創設年月	平成	23	年		月	経過年数 〔自動計算〕	3年	終了予定年月	
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	5 民生費	3 心身障害者福祉費	1 心身障害者福祉事業費	4 障害者日中活動系サービス推進事業	1 障害者日中活動系サービス推進事業				
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

## 2 補助金の概要

補助目的	区内に所在する障害者総合支援法に基づく障害者通所事業所の運営に要する費用の一部を補助し施設の安定運営を図る。サービス利用者の福祉の向上を図る。						
補助事業等の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定する障害福祉サービスを実施する施設に対し、運営費の一部を補助し施設運営を安定させ、サービス利用者の福祉の向上を図ることができる。						
補助対象経費の内容	基本額及び加算額						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input checked="" type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率〔補助率〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額〕						
	<input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位〕 <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕						
公募の状況	基本額及び加算額						
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他〔 〕						
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	国	都 10/10	補助対象者
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由				

### 3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	事業者の安定運営及び利用者の福祉の向上に資するものである。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	就労支援事業の推進に貢献している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	地域に根差した事業者の安定運営及びサービスの質の確保のため、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	事業者の負担増によりサービスの質が確保されず、利用者に対する福祉の低下が生じるおそれがある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱により指定された施設が対象となる。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	提出された交付申請書及び添付書類を審査した後、決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	当該補助金以外の代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	施設運営の安定化及び利用者の福祉の向上が認められる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	第三者評価を受審し、指摘を踏まえた改善を行うことにより、事業者が提供するサービスの質の向上が認められる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	施設運営が安定化することにより、利用者の日中活動サービスの充実が図られる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の趣旨に資する補助金である。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱の要件を満たす施設としているため、合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	実績報告書の内容が適切かどうか、事業者を訪問し実地確認を行っている。

### 4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	3	3	3	5
決算(予算)額	20,201	22,777	22,258	30,542
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	20,201	22,777	22,258	30,542
その他	0	0	0	0
一般財源	0	0	0	0
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	社会福祉法人文京槐の会、社会福祉法人山鳥の会、障害児・者の自立を図る桐親会に対し計22,258,000円支出した。			

### 5 課題及び今後の方向性

引続き要綱に則り、適正な補助金の交付を行う。